

業 務 委 託 仕 様 書

（目的）

第1条 本業務は、高松市鶴市町・中間町・国分寺町・男木町・女木町内施設における非常用発電機設備の保守点検業務の委託に関するものである。受託者は、非常用発電機設備の性能を維持し、正常かつ円滑に稼動できるよう、その機能の維持、補修を図らなければならない。

（履行業務）

第2条 受託者は、非常用発電機の機能を十分に達成できるように契約書、仕様書、関係諸法令に基づき、委託者の指示に従って能率的かつ安全に業務を履行しなければならない。

- （1）案 件 名 御殿浄水場外非常用発電機点検整備業務委託
- （2）実施場所 高松市鶴市町他
- （3）委託期間 契約締結日から令和8年2月27日まで

（業務内容）

第3条 本業務は、委託者の管理のもとに次に掲げる業務を行うものとし、内訳は後述のとおりとする。

- （1）点検は年1回とし、点検終了後報告書を提出することとする。点検時期は、委託者と受託者両方で協議して決めるものとする。
- （2）点検時に発見した故障部品は早急に手配し取替えを行うこと。
- （3）緊急障害時には委託者の申し出により早急に復旧を行うこと。
- （4）前項（2）、前項（3）の部品代については、契約金額の1%までは受託者の負担とし、1%を超えるものについては別途支払うものとする。ただし、障害復旧直後及び点検、部品交換直後の障害修復作業については、新替部品に起因、若しくは前回作業の責に帰する場合には無償とする。

（業務の安全管理）

第4条 受託者は、業務開始前に職員と打ち合わせ等を行い、業務中の安全には充分配慮し、危険個所においては職員の指示に従い、事故防止に努めなければならない。

（施設の保全）

第5条 受託者は、業務中において既設物を汚損又は損傷を与えぬようにし、万一汚損又は損傷を与えた場合は、受託者の負担において速やかに原形に復旧しなければならない。

(法令等の遵守)

第6条 受託者は労働基準法、労働災害補償保険法、失業保険、健康保険、労働組合法、労働関係調整法、厚生年金保険法及び民法等関係諸法令上のすべての責任を負うものとする。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

(業務の管理)

第7条 受託者はいかなる場合でも業務に必要な従業員を確保し、業務に支障を来たさぬよう努めるとともに、従業員の労働管理、安全管理及びその他保健衛生管理については十分注意をはらわなければならない。受託者は、業務の履行上他の必要な設備等を使用するときは、委託者の承諾を受けなければならない。

(業務の基準)

第8条 委託者は、受託者の行う業務が契約書及び仕様書の定めるところに適合しないと認めるときは、これに適合するよう指示することができる。この場合、受託者は委託者の指示に従わなければならない。受託者は、委託者の許可なく土地、建物並びに備品等を使用し、若しくは管理する一切のものを場外に持ち出さないこと。

(その他)

第9条 仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は補足事項が生じた時は、委託者と受託者が協議の上、決定する。

(設備内容)

第10条 保守点検内容は、別表 1 のとおりとする。